

「小規模企業振興基本法【小規模基本法】」の概要

1. 背景

- (1) 小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面。他方、日本全国に景気好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要。
- (2) 平成25年に改正した中小企業基本法では、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置づけたが、今回はこれをさらに一歩すすめて、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく基本法を策定することが必要。

2. 法律の概要

- 小規模企業の振興の基本原則として、小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づける。
- 小規模企業施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作る。具体的には、小規模企業者による①需要に応じたビジネスモデルの再構築、②多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出、③地域のブランド化・にぎわいの創出等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じる。

3. 措置事項の概要

(1) 基本原則

- ①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること【第3条】
- ②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること【第4条】

(2) 各主体の責務

国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力【第9条】等

(3) 基本計画:

小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定し、国会に報告【第13条】

(4) 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進【第14条、第15条】
(国内外での販路開拓支援(IT活用支援等)、経営戦略策定支援等)
- ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進【第16条、第17条】
(事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等)
- ③地域経済の活性化に資する事業の推進【第18条、第19条】
(地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等)
- ④適切な支援体制の整備【第20条、第21条】
(各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等)

＜小規模企業の役割・課題・対応策＞

小規模企業の役割	課題	小規模企業がとるべき対応策
①顧客のニーズに応じた財・サービスの提供	需要の変化・減少	顔の見える信頼関係をより積極的に活用した、潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築
②雇用の維持・創出	経営層の高齢化 雇用者数の減少	多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
③地域経済社会の担い手	地域全体の活力の低下	地域のブランド化・にぎわいの創出

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律 【小規模支援法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。
- (2) 小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備することが喫緊の課題。

2. 法案の概要

- (1) これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を、中小機構の知見も活用しながら整備。
- (2) 小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体。市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域製品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通じ、小規模事業者の活動を徹底的に支援。
- (3) 以上の取組を通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国各地に構築。

3. 措置事項の概要

(1) 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

— 需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画（「経営発達支援計画」）を国が認定・公表【第5条】。

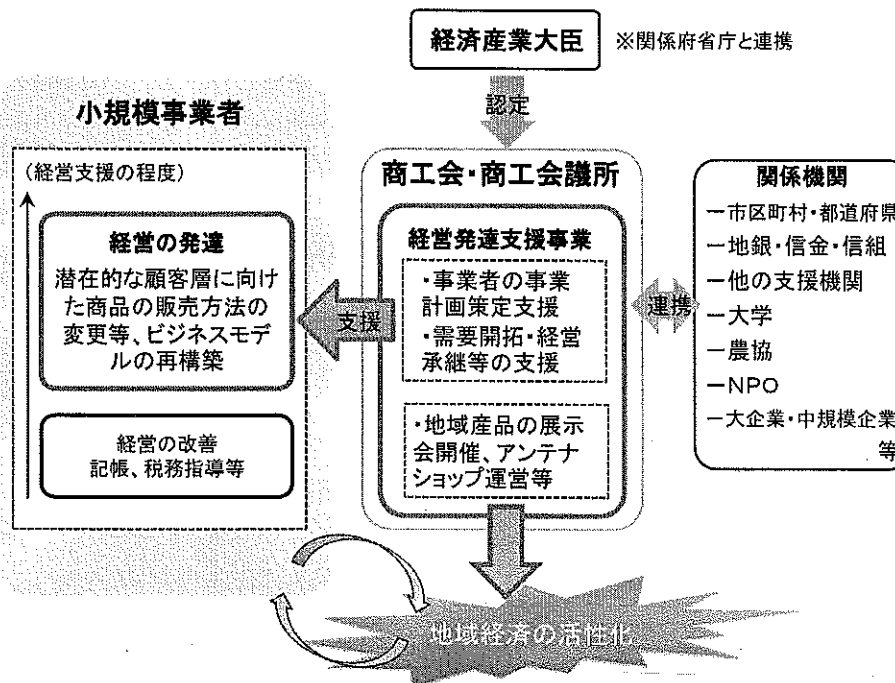
(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援【第5条第3項】。連携主体が一般社団法人・一般財団法人（地域振興公社など）またはNPOの場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する【第20条】。

(3) 中小機構の業務追加

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、中小機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施【第21条】。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】



小規模企業振興基本計画の概要

小規模企業振興基本法(抄)

第十三条 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

はじめに

基本計画を有効なものとして総合的に展開していくため、以下の措置を講じる。

- ・関係省庁、地方公共団体、支援機関等がそれぞれ4つの目標の達成状況を把握する。
- ・毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について、年次報告(小規模企業白書)により、広く公表する。
- ・施策の効果を検証し、見直しを図るPDCAサイクルを構築し、5年間の計画期間において、毎年度実践していく。

現状認識と基本的考え方

- ・人口減少、高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
→このような変化の中、事業を維持するだけでも大変な努力が必要
→「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を原則とした政策体系の必要性

4つの目標

1. 需要を見据えた経営の促進 : 顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進 : 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済に資する事業活動の推進 : 地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備 : 事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

10の重点施策

1. 需要を見据えた経営の促進

(1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進

- ・明確なビジョンに基づいたビジネスプラン等に基づく経営を促進。

(2) 需要開拓に向けた支援

- ・商談会・展示会・即売会開催、アンテナショップ等拠点の整備やネット販売などITの活用を促進し、国内外の需要の開拓を促進。
- ・小規模企業の政府調達参入を促進。

(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

- ・需要を見据えた新たな商品・サービスの開発等、新たなアイデア・技術の事業化等の取組や、第二創業などの挑戦的な取組を促進。

2. 新陳代謝の促進

(4) 起業・創業支援

- ・産業競争力強化法に基づく創業支援体制を整備し、女性・若者・シニア等の起業・創業を促進。
- ・中長期的な観点から、起業・創業を応援する社会づくり、起業・創業に関する教育や先輩経営者の実例を学ぶ機会の提供。

(5) 事業承継・円滑な事業廃止

- ・事業承継に関する制度の整備・活用、小規模企業と事業引継ぎを希望する者とのマッチングや人材育成を促進、新たな事業展開に挑戦する後継者への支援。
- ・小規模企業共済制度の整備・活用、経営者保証に関するガイドラインを踏まえた融資の促進、円滑な廃業・事業承継・再チャレンジに向けた環境整備。

(6) 人材の確保・育成

- ・中小企業大学校やインターネット等を活用し、小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修を推進。
- ・小規模企業の魅力発信、女性・若者・シニア等多様な人材と小規模企業との相互的なマッチングに向けた環境整備。

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進

- ・地域における魅力の面的・横断的な掘り起こし、創造及び地域内外への浸透、消費者ニーズも踏まえた地域全体の活性化。

(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

- ・小規模企業に加え、行政機関(都道府県・市区町村)、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関、認定支援機関、金融機関、農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民等の主体が一体となって地域全体で課題やニーズに対応し、コミュニティを支えるような取組を実施。

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

(9) 支援体制の整備

① 支援機関等

- ・支援機関等が支援目標の設定を行うことを推奨。支援機関全体のレベルアップ、各機関の緊密な連携を強化。
- ・高度で専門性の高い経営課題について、「よろず支援拠点」の知見を活用した支援及び独立行政法人中小企業基盤整備機構による各拠点への統括・サポート等を通じた支援体制の補強。

② 国・地方公共団体

- ・関係省庁が緊密に連携し、地方公共団体ともよく連携しながら、施策を効果的に展開。
- ・ミラサボの「施策マップ」に関係省庁及び都道府県・市区町村の施策情報を共有。

(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

- ・小規模企業の施策活用を促進するため、必要な手続き(申請や確定検査における書類等)の簡素化・合理化を推進。
- ・インターネット(動画含む)、マスメディア、地方公共団体及び支援機関の広報等の手法を活用し、分かりやすく積極的に情報を提供。

小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 小企業者等への配慮: 小企業者の円滑かつ着実な事業運営のため、きめ細かな支援を行うべく、特段の配慮を払う。
2. 東日本大震災からの復興等に向けた施策: 復興の段階に応じた支援の継続。被災地における地域経済全体の復興・再生を推進する。
3. 消費税転嫁はじめとした取引適正化への対応: 小規模企業が最大限の能力を発揮できるよう、監視・取締り活動を厳正に進める。